

参 考 資 料

第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

議番号	件名
18	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
19	玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
20	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
21	玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
22	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
23	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
24	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
25	玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例
26	玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
27	玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
28	玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
29	玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
30	熊本県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

議第 18 号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧						
別表（第 2 条―第 5 条関係）							別表（第 2 条―第 5 条関係）						
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	略	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略	略
	玉名市合併処理浄化槽事業審議会	略	略	略	略	略		玉名市合併処理浄化槽事業審議会	略	略	略	略	略
	玉名市桃田運動公園市民プール在り方検討委員会	(1) 玉名市桃田運動公園市民プールの今後の運営に関すること。 (2) その他玉名市桃田運動公園市民プールの在り方に関し市長が必要と認める事項に関すること。	審議	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	当該委員又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間							
教育委員	略	略	略	略	略	略	教育委員	略	略	略	略	略	略
	玉名市文化	略	略	略	略	略		玉名市文化	略	略	略	略	略

議第19号関係

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(4) 略</u> イ・ウ 略 (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(4) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(7) 略</u> イ・ウ 略 (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次の各号のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）<u>とする。</u>

第 1 1 条 略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 1 1 条の 2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 1 条の 3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第 1 1 条 略

議第 20 号関係

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(期末手当) 第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。	(期末手当) 第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。

議第 2 1 号関係

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新				旧			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
職名	支給別	支給額（円）	摘要	職名	支給別	支給額（円）	摘要
略	略	略		略	略	略	
消防団団長	年	136,000	消防団活動に	消防団団長	年	136,000	
消防団副団長	年	114,000	従事した回数	消防団副団長	年	114,000	
消防団分団長	年	95,000	に応じて、1	消防団分団長	年	95,000	
消防団副分団長	年	76,000	回につき、災	消防団副分団長	年	76,000	
消防団部長	年	62,000	害等のために	消防団部長	年	62,000	
消防団班長	年	37,000	出動する場合	消防団班長	年	23,000	
消防団団員	年	36,500	にあつては活	消防団団員	年	18,000	
消防団支援団員	年	6,000	動時間が 2 時	消防団支援団員	年	6,000	
			間未満のとき				
			は 2,000 円、2				
			時間以上 4 時				
			間未満のとき				
			は 4,000 円、4				
			時間以上 6 時				
			間未満のとき				
			は 6,000 円、6				
			時間以上 8 時				
			間未満のとき				
			は 8,000 円、8				
			時間を超える				
			ときは 8,000				

			円に 8 時間以後 1 時間ごとに 1,000 円を加算した額を、訓練等のために出勤する場合にあっては 2,000 円を加える。				
略	略	略		略	略	略	
市民図書館協議会委員	略	略		市民図書館協議会委員	略	略	
桃田運動公園市民プール在り方検討委員会委員	日	5,800					
市立中学校部活動地域移行検討委員会委員	日	5,800					

議第22号関係

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)) (給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>市長にあっては100分の152.5、副市長にあっては100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。
(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)) (給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与の支給) 第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>市長にあっては100分の152.5、副市長にあっては100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

議第23号関係

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)) 第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の152.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。
(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)) 第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の152.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。

議第24号関係

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 略	(期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（第17条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 略

議第25号関係

玉名市漁港管理条例の一部を改正する条例

新	旧
(占有の許可等) 第9条 略 2 略 3 第1項の占有の期間は、 <u>10年</u> <u> </u> を超えることができない。ただし、市長が特別 の必要があると認めた場合においては、この限りでない。	(占有の許可等) 第9条 略 2 略 3 第1項の占有の期間は、 <u>1月（工作物の設置を目的とする占有 にあっては3年）</u> を超えることができない。ただし、市長が特別 の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

議第26号関係

玉名市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
(交通安全施設) 第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で施行規則第3条で定めるものを設けるものとする。 第43条 略 <u>(歩行者利便増進道路)</u> 第44条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u> <u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u> <u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u> (道路標識の寸法) 第45条 道路法第45条第3項に規定する市道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。この場合において、当該寸法は、道路の構造を保全し、	(交通安全施設) 第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等_____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で施行規則第3条で定めるものを設けるものとする。 第43条 略 (道路標識の寸法) 第44条 法第45条第3項_____に規定する市道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。この場合において、当該寸法は、道路の構造を保全し、

又は交通の安全と円滑を図るものでなければならない。

又は交通の安全と円滑を図るものでなければならない。

議第 2 7 号関係

玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新				旧			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
占 用 物 件		占 用 料		占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
法 第 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第 1 種電柱	略	630	法 第 3	第 1 種電柱	略	650
	第 2 種電柱		970	2 条 第	第 2 種電柱		1,000
	第 3 種電柱		1,300	1 項 第	第 3 種電柱		1,400
	第 1 種電話柱		560	1 号 に	第 1 種電話柱		580
	第 2 種電話柱		900	掲 げ る	第 2 種電話柱		930
	第 3 種電話柱		1,200	工 作 物	第 3 種電話柱		1,300
	その他の柱類		56		その他の柱類		58
	略	略	略		略	略	略
	路上に設ける変圧器	略	550		路上に設ける変圧器	略	570
	地下に設ける変圧器	略	340		地下に設ける変圧器	略	350
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	1,100		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470		郵便差出箱及び信書便差出箱		490
	広告塔	略	900		広告塔	略	890
	その他のもの	略	1,100		その他のもの	略	1,200
法 第 3	略	略	略	法 第 3	略	略	略
2 条 第 1 項 第 2 号 に	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		34	2 条 第 1 項 第 2 号 に	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		35

掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				<u>51</u>	掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				<u>52</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>68</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>70</u>
	略				略		略				略
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>340</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>350</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>680</u>		外径が1メートル以上のもの				<u>700</u>
<u>法第32条第1項第3号に掲げる施設</u>	<u>自動運行補助施設</u>	<u>法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する</u>	<u>地下に設けるもの</u> <u>その他のもの</u>	<u>長さ1メートルにつき1年</u>	<u>3</u> <u>11</u>	<u>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</u>	<u>地下街及び地下室</u>	<u>階数が1のもの</u>	<u>占用面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>1,200</u>	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>
						<u>法第32条第1項第5号に掲げる施設</u>		<u>階数が2のもの</u>			<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>
								<u>階数が3以上のもの</u>			<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
								<u>上空に設ける通路</u>		<u>440</u>	
								<u>地下に設ける通路</u>		<u>270</u>	
								<u>その他のもの</u>		<u>1,200</u>	

		導 線 そ の 他 の 線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき1年	900	
		そ の 他 の もの	上 空 に 設 け る もの	占 用 面 積 1 平 方 メー ト ル につ き 1 年	560
			地 下 に 設 け る もの	340	
		その他のもの		1,100	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占 用 面 積 1 平 方 メー ト ル につ き 1 年	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			450	

	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1, 100
法 第 3 2 条 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 施 設	略		略	略
	その他のもの		略	90
道 路 法 施 行 令 （ 昭 和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号。以下 「令」と いう。） 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に 設けるも の	略	90
		その他の もの	略	900
	標識		略	900
	旗ざお	略	略	略
		その他の もの	略	90
	幕（令第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く。）	略	略	略
		その他の もの	略	90
	アーチ	車道を横 断するも の	略	900
		その他の もの		450
令第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 工 作 物			略	1, 100

法第32条第1項第6号に掲げる施設	略		略	略
	その他のもの		略	89
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	略	89
		その他のもの	略	890
	標識		略	930
	旗ざお	略	略	略
		その他のもの	略	89
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	略	略	略
		その他のもの	略	89
	アーチ	車道を横断するもの	略	890
		その他のもの		440
	令第7条第2号に掲げる工作物			略

令第7条第3号に掲げる施設			<u>Aに 0.033 を乗じて得 た額</u>	令第7条第3号に掲げる施設			<u>Aに 0.028 を乗じて得 た額</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	<u>90</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	<u>89</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>110</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>120</u>
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	略	<u>Aに 0.019 を乗じて得 た額</u>	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	略	<u>Aに 0.017 を乗じて得 た額</u>
	その他のもの		<u>Aに 0.013 を乗じて得 た額</u>		その他のもの		<u>Aに 0.012 を乗じて得 た額</u>
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>Aに 0.023 を乗じて得 た額</u>	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>Aに 0.02を 乗じて得た 額</u>
	その他のもの		<u>Aに 0.013 を乗じて得 た額</u>		その他のもの		<u>Aに 0.012 を乗じて得 た額</u>
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>Aに 0.019 を乗じて得 た額</u>	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>Aに 0.017 を乗じて得 た額</u>
	上空に設けるもの		<u>Aに 0.023 を乗じて得 た額</u>		上空に設けるもの		<u>Aに 0.02を 乗じて得た 額</u>

物	その他のもの	<u>A に 0.033 を乗じて得 た額</u>
備考 略		

物	その他のもの	<u>A に 0.028 を乗じて得 た額</u>
備考 略		

議第28号関係

玉名市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
目次 第1章 総則（第1条—第2条の2） 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条） 第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条） 第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条） 第5章 自動車駐車場の構造（第19条—第29条） 第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条—第40条） 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条—第44条） 附則 第1章 総則 （用語の定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。 （災害等の場合の適用除外） 第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 歩道等（第3条—第10条） 第3章 立体横断施設（第11条—第16条） 第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条） 第5章 自動車駐車場（第19条—第29条） 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条—第34条） 附則 第1章 総則 （用語の定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路_____を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 略

2 略

3 歩道又は_____自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）_____の有効幅員は、当該歩道等_____の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等_____の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等_____の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等_____の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設の構造

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠^{のり}の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かご^{のり}の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が
視覚的に確認できる構造とすること。

- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 略
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) 略

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

第29条 略

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 略
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下_____同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) 略

第4章 乗合自動車停留所_____

第5章 自動車駐車場_____

第29条 略

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車という。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第1項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停

留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（出入口）

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のに供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものと

する。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(7) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等
(案内標識)

第41条 略

2 略

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等
(案内標識)

第30条 略

2 略

旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 略

5 略

(休憩施設)

第43条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等____、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 略

3 略

(休憩施設)

第32条 歩道等____には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

- 3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

（照明施設）

第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

（防雪施設）

第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

（照明施設）

第33条 歩道等_____及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等_____及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場_____には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場_____の路面_____の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

（防雪施設）

第34条 歩道等_____及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

議第 2 9 号関係

玉名市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
(定員) 第 2 条 法第 1 9 条第 2 項の規定による団員の定員は、 <u>1, 5 0 0</u> 人とする。	(定員) 第 2 条 法第 1 9 条第 2 項の規定による団員の定員は、 <u>1, 6 9 4</u> 人とする。

議第30号関係

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新		旧	
別表第2		別表第2	
組合の共同処理する事務		組合の共同処理する事務	
略	略	略	略
第3条第10号に関する事務	玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市_____、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町	第3条第10号に関する事務	玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、 <u>宇城市</u> 、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
略	略	略	略

